

議案第 9 号

総社市保健センター条例の一部改正について

総社市保健センター条例（平成 17 年総社市条例第 157 号）の一部を
次のとおり改正する

令和 7 年 2 月 25 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

総社市保健センターで行っている健康診査等の事業を新庁舎内で行う
ことに伴い、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市保健センター条例の一部を改正する条例

総社市保健センター条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 5 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前										
(名称及び位置) 第 2 条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>総社市山手保健センター</td><td>総社市地頭片山 143 番地 1</td></tr></table>	名 称	位 置	総社市山手保健センター	総社市地頭片山 143 番地 1	(名称及び位置) 第 2 条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>総社市保健センター</td><td>総社市中央一丁目 1 番 3 号</td></tr><tr><td>総社市山手保健センター</td><td>総社市地頭片山 143 番地 1</td></tr></table>	名 称	位 置	総社市保健センター	総社市中央一丁目 1 番 3 号	総社市山手保健センター	総社市地頭片山 143 番地 1
名 称	位 置										
総社市山手保健センター	総社市地頭片山 143 番地 1										
名 称	位 置										
総社市保健センター	総社市中央一丁目 1 番 3 号										
総社市山手保健センター	総社市地頭片山 143 番地 1										

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 2 1 日から施行する。